

## ●保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置につきましては、特例措置が行われてきましたが、平成29年度から段階的に本則への見直しが行われています。

平成30年度は次のとおり改正されますが、安定した医療制度運営のため、ご理解をお願いいたします。

①被用者保険の被扶養者であった方の保険料

「均等割額」の軽減 **改正**

平成30年度分の保険料「均等割額」の軽減割合は7割軽減から5割軽減へ変更されます。保険料「所得割額」の負担はありません。なお所得が低い方に対する軽減にも該当する方は、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

②保険料「所得割額」の軽減 **改正**

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方へ適用されていた「所得割額」の2割軽減措置は平成30年度から廃止されます。

③保険料「均等割額」の軽減 **改正**

(2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます)  
詳しくは下の表をご確認ください。

### 均等割額の軽減割合

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成29年中の総所得金額等の合計額が
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、世帯内の被保険者全員の所得が0円となる方。 ※年金所得は(年金収入-80万円)で計算。 ※特別控除(15万円)の適用はありません。
8.5割軽減	「33万円」以下の世帯
5割軽減	「33万円」+ <b>27.5万円</b> ×世帯の被保険者数 以下の世帯 <b>改正</b> 27万円↓27.5万円へ)
2割軽減	「33万円」+ <b>50万円</b> ×世帯の被保険者数 以下の世帯 <b>改正</b> 49万円↓50万円へ)

### 注意

均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。

ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。

また、年金所得は9割軽減判定時を除き、年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

お問い合わせ先 町民課 医療年金係  
☎ 432111(内線2115)

## 消防官募集

可茂消防事務組合は、来春採用予定の消防官を募集します。

○採用予定職員および人員

消防官(消防士)として勤務する職員11名程度

○受験資格

・大学、短大、高校またはこれらと同等の学校卒業の学歴を有する者(平成31年3月卒業見込者を含む)

・平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

○受付期間

7月10日(火)から8月2日(木)

(受験申込書配布は、受付の1週間前から受付期間中)

○試験の日時・場所

・第1次試験

【教養試験・適性検査】

とき 9月16日(日)午前8時50分

ところ 県立可児高等学校

(可児市坂戸987-2)

【体力試験】

とき 9月17日(月)午前9時

ところ 美濃加茂市中央体育館

(美濃加茂市太田町1916-1)

・第2次試験

【口述試験および作文試験】

とき 10月16日(火)午前8時30分

ところ 可茂消防事務組合消防本部庁舎

(美濃加茂市加茂川町377-7)

○お問い合わせ先 可茂消防事務組合

消防本部総務課(☎ 260144)

